

1 県民活動支援機関／県民活動支援拠点の状況（県全域又は広域圏を活動エリアとするもの）

(1) 県民活動支援機関

(財)やまぐち県民活動きらめき財団	
住 所：〒753-8555 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館 4F T E L：083-924-9090 E-mail：kirazd@nifty.com F A X：083-924-9096 U R L：http://homepage3.nifty.com/kirameki/	
主な支援内容	県民活動団体等への活動助成／ボランティア保険掛金の補助／ボランティアフェスティバル開催／協働ネットワーク形成支援／県民活動支援センター管理・運営

(以下、支援機関の概要を記載)

(2) 県民活動支援拠点

(財)山口県国際交流協会	
住 所：〒753-0811 山口市吉敷3185-1 T E L：083-925-7353 E-mail：yiea@yiea.or.jp F A X：083-920-4144 U R L：http://www.yiea.or.jp/	
利用可能日時	火曜日～土曜日 9:00～17:00
利用設備等	貸会議室／会議スペース／コピー機／パソコン／テレビ・ビデオ／活動情報掲示スペース／その他（図書）
主な支援内容	非営利の民間国際交流・協力活動に関する支援（情報収集提供機能、交流機能、相談・仲介機能）／情報収集提供／民間交流の促進／国際理解の推進／外国人の支援／国際協力の推進 等

(以下、支援拠点の概要を記載)

(3) 県民活動支援機関／県民活動支援拠点（県全域／広域圏）における平成17年度事業

【(財)山口県文化振興財団】

事業名	事業内容	備考
普及啓発事業	「カルチャーやまぐち」の発行	普及啓発

(以下、支援機関・支援拠点の事業を記載)

2 NPO法人の状況

(1) 活動分野別NPO法人数

活動の種類（改正法に対応）	H12	H13	H14	H15	H16	H17.6末
保健・医療又は福祉の増進を図る活動	22	44	66	92	117	117
社会教育の推進を図る活動	16	30	50	69	87	87
まちづくりの推進を図る活動	20	33	54	84	104	104
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	12	22	32	47	62	62
環境の保全を図る活動	7	16	28	44	60	60
災害救援活動	3	5	6	6	7	7
地域安全活動	2	4	7	10	13	13
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	4	12	18	20	22	22
国際協力の活動	3	6	12	15	21	21
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	3	7	14	16	17	17
子どもの健全育成を図る活動	17	31	48	60	84	84
情報化社会の発展を図る活動	—	—	—	4	13	13
科学技術の振興を図る活動	—	—	—	1	7	7
経済活動の活性化を図る活動	—	—	—	2	15	15
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	—	—	—	2	19	19
消費者の保護を図る活動	—	—	—	2	5	5
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	10	19	37	57	80	80
計	119	229	372	531	733	733
法人数	38	66	98	146	195	197



(3) 山口県知事認証法人 NPO法人一覧

法人名及び主たる事務所の所在地	目 的
萩子どもセンター 萩市大字東田町 52 番地	子どもの健全育成に関する活動を行うことによって、子どもの社会参画の拡充を図り、子どもの豊かな成長に寄与すること。

(以下、法人一覧を記載)

(2) 内閣総理大臣認証法人

①主たる事務所が県内にあるもの

法人名及び主たる事務所の所在地	目 的
ワールド地球環境保全生涯学習協会 周南市梅園町 1 丁目 23 番地	この法人は、自然と人間社会の共存、共生を研究し実施することにより環境保全に留意しつつ、自然破壊の予防および自然、資源の再生リサイクルに関する事業を行うと共に、高齢化社会における全ての障害者に対する福祉およびボランティア活動を通して、健常者と障害者の交流を図り、その心身のケアのもと、人間社会の共存・共生の大切さを学習し、社会全体の利益と福祉の増進に寄与し、美容事業を通じて募金・寄付・ボランティア・介護・助成活動をして人間学習教育を行い、地球上のあらゆる生命体の保護育成と自然環境の保全活動並びに海外途上国への支援活動を実践し、これらの事業に係わる全ての人々が生涯学習を体得し、人間社会の発展と自然界の保全に全力を注ぎ人間性を養い、資質の向上を目指すと共に、地球環境の保全に寄与すること。

(以下、法人一覧を記載)

②従たる事務所が県内にあるもの

(以下、法人一覧を記載)

法人名及び主たる事務所の所在地	目 的
日本人権擁護連合会 宇部市東本町 1 丁目 3 番 7 号	人種、信条、性別、社会的身分又は門地等により政治的経済的又は社会的関係において差別された人々又はその恐れのある人々に対して、人権擁護、支援に関する事業を行い差別のない社会の建設に寄与すること。

NPOとは何のことですか？

NPOとは、英語の Non Profit Organization の頭文字をとったものです。Non は「非」、Profit は「利益を目的とした」、Organization は「組織」で、「非営利組織」の意味です。営利を目的とする会社などの団体に対して、営利を目的としない民間団体を指す言葉として使われています。NPOが法人格を取得した場合はNPO法人（「特定非営利活動法人」）といいます。

従来、法人制度上の非営利法人と言えば、我が国では社団法人や財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、生協法人、労働組合、農協などがありました。しかしながら、法制度のしくみから、これらの法人や団体は、行政庁の監督や許認可のもとに置かれ、活動の自由が制約されてきました。

一方、近年、社会のニーズの多様化の中で、それに応えるため自由に自律的に活動する民間の非営利団体が増えてきました。これらの組織は、保健福祉の増進、学術・文化・芸術・スポーツの振興、まちづくり、国際協力、災害救助、人権の擁護などの幅広い分野で活躍するようになりました。市民が自発的に活動を組織していることが多いことから、このような活動を「市民活動」ということもあります。県では、こうした市民活動を組織的に行う団体を指してNPOとっています。

3 関係法規・条例・規則等

- (1) 山口県県民活動促進条例
- (2) 山口県県民活動支援センター条例
- (3) 山口県県民活動支援センター規則
- (4) 山口県県民活動審議会規則
- (5) 山口県県民活動推進本部設置要綱
- (6) 特定非営利活動促進法
- (7) 特定非営利活動促進法施行条例
- (8) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(1) 計画の趣旨

地方分権の時代において、魅力ある地域社会を築いていくためには、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動などの「県民活動」が活発化していくことが大変重要です。

本計画は、県民活動促進条例に基づき、自主的・主体的な県民活動を促進するに当たっての環境づくりのために平成14年度に県が策定した計画であり、県民活動を促進していくための基本的な方針や施策の方向を示しています。

今後はこの計画にしたがって具体的な事業を進め、県民活動促進条例第1条に掲げる「県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現」を目指します。

(2) 計画の性格

- 県民活動審議会や県民意見交換会、パブリック・コメントの導入等県民の意見を踏まえて策定した計画です。
- 市町村、事業者、県民活動団体、県民と連携して取り組む計画です。
- 県の総合計画である「やまぐち未来デザイン21」及びその他の県の部門別計画と密接に関連する計画です。
- 「地方分権の推進」、「行政改革の推進」の視点を踏まえた計画です。

(3) 計画の期間

施策の基本的方向については、平成22年度までを見通した長期的な展望とし、取り組むべき課題と具体的施策の展開方向については平成19年度末までの5年間とします。

(4) 計画の体系

3つの基本方針

- 多くの県民が県民活動に参加しやすい環境づくり
- 自主性、主体性を尊重しながら、活動がしやすくなるような環境づくり
- 県、市町村、事業者、県民活動団体および県民が、パートナーシップを確立し、協働を推進するための環境づくり

《 共通事項：市町村及び県民活動支援機関等との連携 》

基本方針1 県民参加のための環境づくり

基本方針細項目	県民活動促進施策の展開方向
<p>1) 県民の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「時間、情報、きっかけ」等の課題に配慮した活動に参加しやすい環境づくり ・多種多様な活動情報の提供 ・活動団体の社会的信用を高め、県民活動のすそ野が広がる環境づくり <p>2) 事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や従業員の県民活動への参加意欲を喚起し、県民活動を支援しやすくなるような環境づくり ・事業者だけでなく、各種団体の理解と協力が得られるような環境づくり 	<p>ア. 県民への情報提供と参加意欲の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報やイベントの開催などを通じた県民活動に関する理解や参加意欲の促進 ・条例で定める「県民活動促進期間」における重点的な普及啓発活動 ・県民活動への参加を促進する相談体制の充実 ・受け手に応じた多様な手段による情報の提供 ・市町村に対する情報発信の依頼 ・県民活動に参加しにくい人への広報方法、相談体制の工夫と県民や県民活動団体に対する協力依頼 <p>イ. 県民への学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の視点に立った各種の講座の開催や学習・研修機会の提供、活動の機会や場の提供 ・児童生徒等に対する学校・家庭・地域社会が連携した取組の推進 <p>ウ. 事業者の活動参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する県民活動の啓発、活動情報の提供、活動団体の紹介などを通じた理解の促進 ・事業者団体等と連携した県民活動への参加促進 ・事業者と県民や県民活動団体との連携の可能性の研究 ・事業者が県民活動への寄附を行いやすい仕組みに関する研究 ・各種団体に対する事業者と同様の取組の推進 <p>エ. ボランティア休暇制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のボランティア休暇取得についての配慮・促進と制度内容に関する研究 ・市町村職員への普及啓発に関する理解促進 ・事業者に対する制度の整備に関する理解促進、休暇取得への配慮について啓発 <p>オ. 県民活動に対応した保険制度の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民活動に対応した傷害保険や損害賠償保険等についての利用啓発と加入の促進

基本方針3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり

基本方針細項目	県民活動促進施策の展開方向
<p>1) 地方分権と県民自治</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民活動は地方分権時代における「県民自治」と「第三の分権」推進の原動力 ・ 県民活動が地域の中で根付き成熟していくための環境づくり <p>2) パートナーシップの確立に向けた相互理解と対等な関係の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民が対等なパートナーとして協働を進めていくための環境づくり <p>3) 協働の必要性と効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働の定義、必要性、効果についての説明等 <p>4) 行政の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民活動に対する行政の理解の必要性 ・ 職員に対する教育・啓発活動の実施 <p>5) 行政と県民・県民活動団体における協働推進のための課題と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と県民・県民活動団体がパートナーシップを確立し、協働を推進していくための課題を踏まえた協働を円滑に推進するためのガイドラインの作成 <p>6) 事業者と県民・県民活動団体とのパートナーシップの確立と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者と県民・県民活動団体がパートナーシップを確立し協働を進めていくための環境づくり 	<p>ア. 透明で開かれた県政の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民や県民活動団体との協働に向けた広報活動の積極的な実施と情報公開の充実 <p>イ. 政策立案等における県民・県民活動団体の参加機会確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメントや県政モニター制度等の充実強化 ・ 各種審議会等の委員における県民活動団体関係者の参加促進及び公募による県民の参加促進等、県民や県民活動団体の政策提案能力を十分引き出せる機会の確保 <p>ウ. 事業者及び各種団体との連携・協力による協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者や各種団体の理解と協力による県民や県民活動団体とのネットワーク構築促進 等 <p>エ. 市町村における協働の推進への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村域内における協働の推進に関しては、各市町村が主体となって実施し、県は市町村に協力、支援 <p>オ. 協働に関する研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町村における職員研修の実施 ・ 県民や県民活動団体からの講師招聘 ・ 県民や県民活動団体と行政職員との合同研修の実施 ・ 職員の県民活動への参加奨励 等 <p>カ. 大学、研究機関等との連携による協働に関する調査研究の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民活動に関する先進事例や諸外国の状況等の調査研究を通じた協働の可能性の検討 <p>キ. 県事業における協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政各分野における県民や県民活動団体との協働の可能性の検討と全庁的な共通認識の下での実施 ・ 県民や県民活動団体の政策提案による新たな取組や必要な財源の確保についての検討 ・ 県が主体的に実施するイベント等における県民や県民活動団体の参加・協力の検討、実施 ・ 協働事業の手順 協働事業の検討と決定→協働の事業方法の選択→協働のパートナーの選定→協働事業の実施→協働事業実施後の評価とフィードバック <p>ク. 協働推進のための新しいガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働を推進していくための手法やルール、その他必要な事項を再検討し、「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の改訂版として策定

(5) 計画の推進体制

○庁内における推進体制

「県民活動推進本部」における庁内関係部局の連携と県の施策の検討・調整

- ・ 県民活動推進室：県民活動全体の所管部局、総合窓口としての連携調整機能

県民活動全般に共通する施策を推進

- ・ 関係各課室：それぞれの関係分野を所管する各課室が中心となって施策を推進

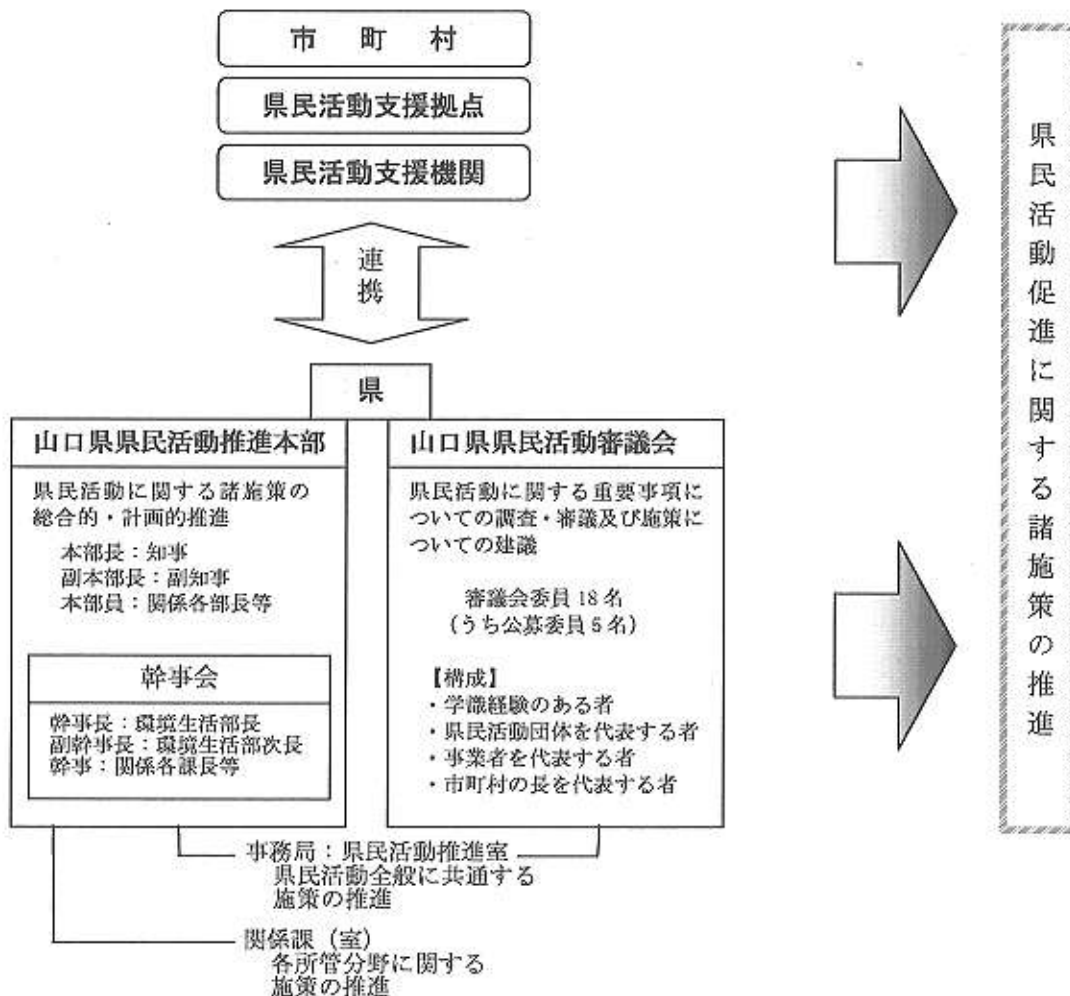
○県民活動審議会

- ・ 基本計画も含めた県民活動に関する重要事項の調査、審議、建議
- ・ 県から基本計画の実施状況の報告を求め、効果的な推進方策について提言

○市町村及び県民活動支援機関等との連携

- ・ 県民活動の促進に関する施策について、市町村との連絡調整・情報交換のための会議の開催等を通じた連携と推進
- ・ 県民活動支援団体連絡会議、県民活動センターネットワーク会議等を通じた県民活動支援機関等との連携と推進

【推進体制図】



5 県民活動団体との協働に関するガイドブックの概要

(1) ガイドブック作成の趣旨

県民や県民活動団体と行政との協働を進め、「自立・協働・循環」型の地域社会を形成していくことは、これからの県づくりにとって大変重要です。

このため、県では「山口県県民活動促進条例」において、県民の協働による県づくりを進めていくことを明らかにし、さらに、「山口県県民活動促進基本計画」において、県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくりを行っていくことを基本方針としています。

本ガイドブックは、この環境づくりの一環として、行政職員が所掌する施策や事業において、県民、とりわけ県民活動団体との協働を進めていくための留意事項や手順を示しています。

今後は、このガイドブックにしたがって、協働についての共通認識を図るとともに、施策や事業において積極的な取組を進め、県民活動促進条例第1条に掲げる「県、市町村、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現」を目指します。

(2) ガイドブックの性格

協働の必要性や県民活動団体の特性についての理解を深めるとともに、協働事業の企画・立案から実施、評価までの基本的留意事項等を示したガイドライン的な要素と県事業における具体的な協働の事務手続等を定めたマニュアル的要素を盛り込んでおり、協働事業を円滑に推進していく上で、市町村や県民活動団体の方にも参考にしていただける内容となっています。

(3) 協働の基本的考え方

①協働の定義

協働について、「相互の存在意義を認識し、尊重しあい、相互にもてる資源を出しあい、対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力すること」と定義しています。

②協働の意義と効果

【県民参加の促進】

県民活動団体が、行政との協働を通じて、活力ある地域社会を支える担い手として機能していくことにより、広く県民の間に自治の意識が高まり、県民主体の地域社会の形成が図られます。

【公共サービスの向上と行政のスリム化】

県民活動団体は、地域の県民ニーズを把握している場合が多く、サービスを受ける立場に立ったきめ細かなサービスの提供が期待できます。

また、県民活動団体との協働を推進することで、スリムで効率的な行政運営を実現することができます。

【県民活動団体の活動の充実】

行政との協働によって、活動の目的や理念をより効果的に実現する場が得られ、また、マネジメント能力や事務処理能力の向上にもつながります。

その結果、社会的理解や評価が高まるなど、県民活動団体自体の活動の広がりや成熟も期待できます。

③協働の基本原則

【対等な関係】

協働においては、行政と県民活動団体はお互いが上下の関係ではなく、横の関係を保つことに心がける必要があります。それにより、県民活動団体側に自己責任の意識が高まり、自主的・主体的な活動につながっていきます。

協働を進めるに当たっては、行政は、県民活動団体を支援するという立場というよりも、県民活動団体と共に地域づくりを行っていく当事者であるという意識を持つことが大切です。

【相互理解】

行政と県民活動団体が、相互の特質や違いを理解した上で、果たすべき役割や責任分担等を明確にし、協働に取り組むことが必要です。

【相互自立】

一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要です。

県民活動団体は、行政の支援に依存するのではなく、活動の自立を目指して協働を進めていく意識が必要です。

【目的の共有】

行政と県民活動団体は、互いに協働によって達成しようとする目的を共有し、合意形成を行いながら協働事業を実施することが重要です。

そのため、相互の情報を常に交換し合い、協働の目的を再確認しながら、それぞれの役割や責任分担等を明確にする必要があります。

【情報の公開】

行政は、協働についての社会的な理解を得るとともに、県民活動団体の参入機会を確保するため、協働で進めようとする事業についての情報公開に努める必要があります。

また、県民活動団体は、行政と協働事業を進めていく前提として、活動目的や活動内容、過去の協働実績等の情報を公開、提供していくことが求められます。

(4) 協働推進方針

①基本的な考え方

県民にとってより良いサービスを提供できる主体は誰かという視点から、県事業のうち、県民自らが地域づくりや地域課題の解決に積極的に関わっていく必要があり、かつ、先駆性、即応性、専門性、当事者性など県民活動団体の特性や団体間のネットワークを生かすことができるような事業を「協働に適した事業」として位置づけ、県民活動団体と県との協働を積極的に推進します。

②県と市町村の役割分担

基本的な考え方としては、県は広域自治体として、全县に効果を波及させる必要のある事業や、市町村では実施が困難な専門性の高い事業等に主として取り組むこととします。

③委託事業における民間企業との関係

県事業の委託先を「県民にとってよりよいサービスを提供できる主体」は誰かという観点から検討する場合、事業の目的や性格によって異なり、大きくは下記に二分されると考えられます。

	委託先検討の視点	委託事業の進め方
従来型の委託	事業目的の達成のために、事業完了までのプロセスよりも、財政効率や事業の特殊性（高度な専門性や保安基準等特別な要件を充たす必要がある場合等）を踏まえたサービスの内容（すなわち、発注者の要求に対し、いかに低廉な価格で要求されたサービスを提供できるか）を重視し、外部委託はそのための手段と考える場合	民間企業等に委託した方が良い場合や県民活動団体と民間企業双方が候補となる場合があります。この場合は、従来からの委託事業に馴染むものであり、県民活動団体が受注したとしても、「協働」とは言い難いでしょう。
協働型の委託	財政効率等を度外視するものではないが、むしろ、事業のプロセスを通して「県民参加」「県民自治の促進」「コミュニティ形成」といった県民活動団体に委託することによって生じる効果（サービスを受けるだけでなく参加することによって社会的連帯を強め、互助や自治の機能を促進するといった効果）を重視する場合	県民活動団体との「協働」の観点から委託を考えるべきであり、委託先の選定方法についても、公募提案方式を取り入れるなど「協働」を意識した進め方が望まれます。

④協働に適した事業

県民活動団体と協働を進めていくべき「協働に適した事業」かどうかは、原則として、下記検討の視点からの検討を行った結果、協働が必要であると判断される事業で、かつ、事業の分野が次のいずれかに合致する事業とします。

【検討の視点】

協働事業の選定に際しては、行政が事業を実施するにあたっての一般的な視点のほか、次のような視点を加えて考えることとします。

- ・行政課題の解決に当たって、県民活動団体との協働が必要か。
- ・県民活動団体の特性やノウハウ等が生かせる事業か。

【事業の分野】

- ・多くの県民参加を可能にする事業
- ・きめ細かく柔軟な対応が求められる事業
- ・県民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業
- ・県民活動団体の活動分野における経験に培われた専門性が発揮できる事業
- ・広域的に実施すべき事業をモデル的に実施する事業
- ・これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業
- ・公的施設の運営・事業企画に関する事業
- ・即応性が求められる事業
- ・新たな公益性や潜在化した公益性を発見する事業

(5) 協働の具体的進め方

①情報交換・意見交換の実施

県の施策や事業について、事業所管部局（課・室）が協働化の可能性を探り、協働推進方針に基づいた判断を行ったり、協働事業として進めようとする場合の事業の方向性を見いだす場として、県民活動団体と情報交換や意見交換を行うことが効果的です。

県から呼びかける場合以外にも、県民活動団体から提案があれば、県事業の所管部局（課・室）は、協働の可能性について適宜検討を行う必要があります。

検討の結果、事業化が難しいものであっても、県民のニーズ、県政への要望を最大限に汲み取り、現行の施策の中で活用するよう努力することが必要です。

②既存事業の見直し

これまでの政策提言や県民ニーズ等も踏まえ、県民活動団体と協働した方がより良い効果が得られるかどうか予算編成時期までに事業所管部局（課・室）で見直しを行います。

③新規事業の検討

「情報交換・意見交換」を積極的に実施し、県民活動団体からの意見や提案等を踏まえながら内容を検討します。

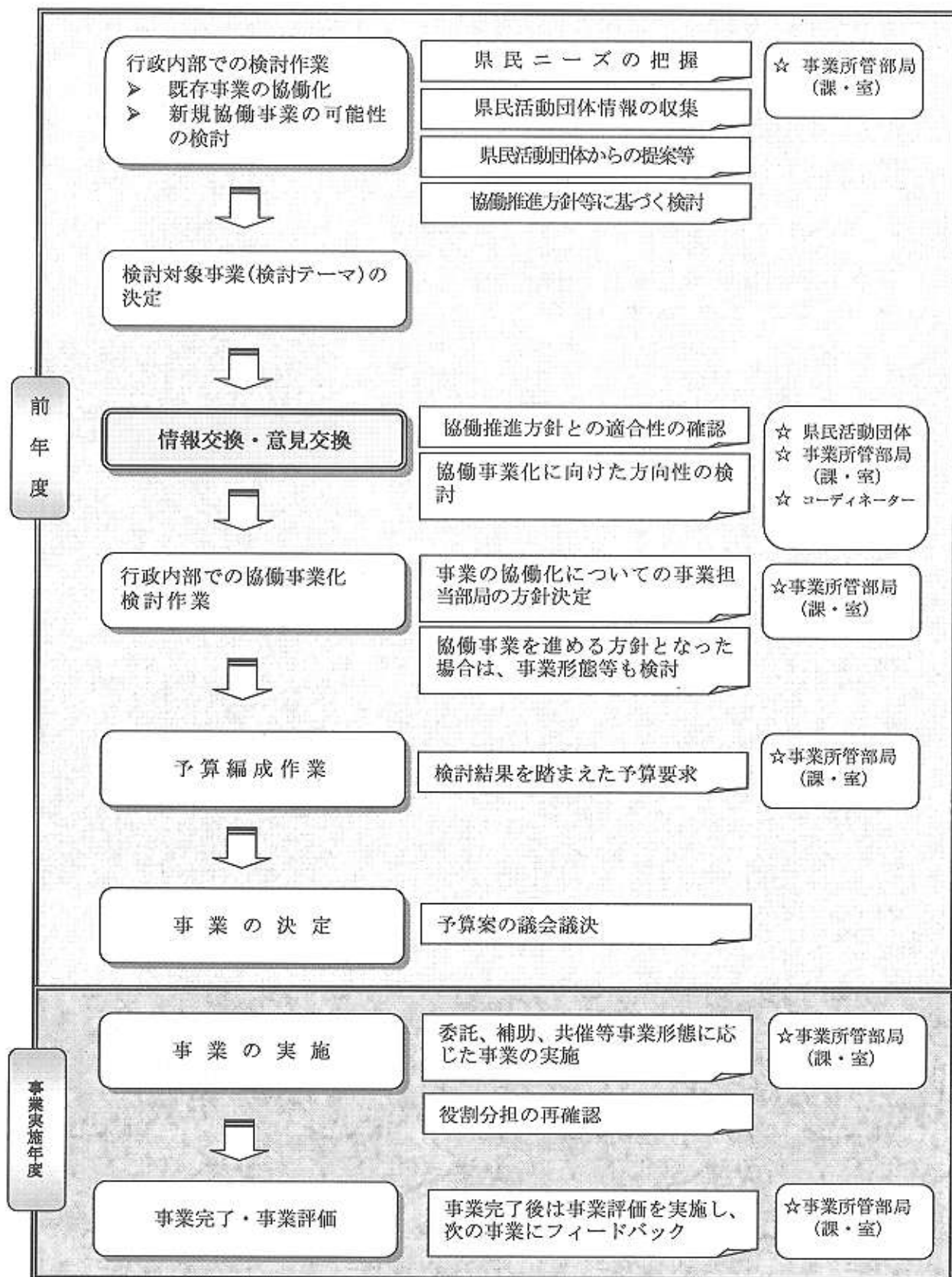
④事業の協働化についての方針決定

県民活動団体との情報交換・意見交換の実施後、検討の対象となった事業を実際に協働事業として進めるかどうかの判断を事業所管部局（課・室）で行います。

この場合の着眼点としては、次のようなものが考えられます。

- ・協働推進方針の再確認
- ・各所管分野の施策の展開方向等からみた事業の優先順位 等

協働事業検討フロー図



(6) 協働の事業形態

協働の事業形態には様々なものが考えられますが、以下の6つの事業形態に分類しています。事業形態の選択に当たっては、事業目的実現のためにもっとも効果的な形態を検討する必要があります。

①協働型委託

【概要】

行政が実施すべき事業のうち、協働推進方針により、委託先を県民活動団体に限定して実施する事業形態を指します。

「協働型委託」は、協働推進方針に基づき、県民活動団体の特性に着目して委託を行うものであるため、価格競争にはなじまず、予算の範囲内で事業に最も適した企画力や実施能力、ノウハウ等を持つ委託先を決定する方法として、公募提案方式がよいと考えられます。

【効果】

県民活動団体が持つ専門性、先駆性などの特性が発揮されることで、県民ニーズに合ったサービスが実施できます。

県民活動団体に委託することにより、「県民参加」、「県民自治の促進」、「コミュニティの形成」等の効果が期待できます。

【留意点】

事業委託は、行政から県民活動団体への財政支援ではなく、県民活動団体にとって、活動の目的や使命を具現化する場であるという姿勢が双方に必要です。

県民活動団体の多くは行政との契約の経験がないことから、契約方法や支払い方法、仕様書・契約書等について事前によく説明をし、理解を得ておく必要があります。

契約の円滑な履行のため、契約の履行過程においても、委託業務の進捗状況の報告を求めるなど適宜情報交換等を行い、契約履行状況の的確な把握に努めることが重要です。

契約の履行にあたって個人情報の保護が必要な場合は、契約書等において明確にしておく必要があります。

県民活動団体への委託は、NPO法人、任意団体を問わず、税法上の収益事業とみなされる場合があります。その場合、法人税等の課税対象となる場合がありますので、委託先の県民活動団体に、税務署等へ相談するようアドバイスをすることが必要です。

②補助

【概要】

協働としての補助とは、行政が対応しにくい先駆的・実験的な事業など「県民活動団体と行政の共通の目的達成」のための手段として、実施する場合を指します。

【効果】

行政が対応しにくい先駆的・実験的事業等の実施が可能となり、多様なサービスの提供、専門的な知識や技術の活用、県民のニーズに合った事業の効果的な実施など幅広い県民サービスの提供が期待できます。

県民活動団体の主導による事業形態であることから、自主的・主体的活動の活発化や活動のすそ野の広がりが期待できます。

【留意点】

事業の実施主体は補助を受けた県民活動団体であり、その実施責任、結果責任は、県民活動団体が負うこととなります。また事業の成果は、補助を受けた県民活動団体に帰属します。

事業の公平性、透明性を高めるため、補助条件や選考基準の明確化、公募方式や公開審査の導入、事業報告書等の公開等を検討する必要があります。

③融資

【概要】

融資は、協働の観点からは、県民活動団体と行政との共通の目的を達成するため、県民活動団体が実施する事業に対し、行政が資金を貸し付けるものです。

【効果】

行政が対応しにくい先駆的・実験的事業等の実施が可能となり、多様なサービスの提供、専門的な知識や技術の活用、県民のニーズに合った事業の効果的な実施など幅広い県民サービスの提供が期待できます。

【留意点】

県の制度としては、「NPO法人サポート融資事業」がありますが、対象はNPO法人のみであり、任意団体への適用はありません。

④共催

【概要】

県民活動団体と行政が共に主体となって事業を行う協働形態です。

県民活動団体と行政等で構成された「実行委員会」、「協議会」等が主催者となって事業を行う場合やこれらの実行委員会等と行政が共に主体となって事業を行う場合もここに含みます。

【効果】

行政と県民活動団体との相互理解や協力関係が促進されるとともに、双方の特性や得意分野を生かすことによって、相乗効果が期待できます。

【留意点】

相互の役割分担と経費分担についても事業実施前に取り決めておき、文書化しておくことが望まれます。

実行委員会や協議会等の場合は、参加者相互の役割分担と経費分担を明確にするとともに、合意形成の方法や運営方法についても協議しておく必要があります。

⑤事業協力

【概要】

共催（実行委員会、協議会等を含む）以外の形態で、県民活動団体と行政がそれぞれの特性を生かした役割分担を行い、事業を協力して行うことをいいます。

「アダプト・プログラム」、「後援」、「行政主催事業への県民参加」等が該当します。

【効果】

県民活動団体と行政との継続的な協力関係が構築されます。

県民の県民活動への積極的な参加を促進する効果が期待できます。

【留意点】

県民や県民活動団体との信頼関係を構築するよう留意する必要があります。そのため、事前の役割分担の取り決めが大変重要です。

⑥政策提言

【概要】

県民や県民活動団体から政策への提言を受けたり、施策の企画・立案段階から参画してもらうことにより、多様な意見を政策や施策に生かしていく形態をいいます。

【効果】

創造的で先駆的な提案・意見、地域や生活の場からの問題提起、県民ニーズなどを政策・施策に反映することができます。

【留意点】

実現が困難な提案もありますが、施策等に反映できる部分はないか、前向きの姿勢で取り組むことが重要です。

(7) 協働相手となる県民活動団体を選ぶときの着眼点

①基本的な考え方

【事業目的の確認・共有】

協働の相手となる団体と事業目的が共有できるかどうか、また、相互に協力する意思があるかどうか重要です。

【事業遂行能力の確認】

県民活動団体は、活動地域、規模、組織力、経験、運営状況など様々であり、その事業遂行能力も千差万別です。このため、活動に関する情報収集に努め、協働事業を確実に実施できる団体を選定することが重要です。

【公平性・透明性】

協働相手を選定する基準や方法は、選択した協働形態によって異なります。例えば、政策提言を受ける場合と事業を委託する場合とでは、行政が団体に求めるものが当然異なりますが、選定の公平性や透明性を確保するためには、その選定理由を明確にしておく必要があります。

② 県民活動団体選定時の留意点

県民活動団体を選ぶときの留意点として考えられる項目例です。

項目	留意点
活動目的	当該協働事業の目的と県民活動団体の活動目的の一致
活動内容	活動の実施内容、活動歴、活動地域、受益者の状況／協働事業に関連する事業実施経験の有無（ノウハウ、専門性等）
組織体制	会員数の多寡／協働事業を行うことのできる事務局体制（専従スタッフ数等）の有無／専門的知識、技術を有するスタッフの有無
提案能力	県民活動団体の特性を生かした企画案／事業計画の経費、人員、スケジュール等の妥当性（団体の実績との比較）／地域課題、県民ニーズの把握とそれに対応した事業提案
財政状況	収支の健全性、安定性／会計関係帳簿類の整備（収支予算書、収支決算書の作成）／監査結果の状況
民主性	定款、規約等の有無／総会の開催の有無／役員会の開催の有無
公開性	活動についての情報公開の有無、公開情報の内容
独立性	特定の団体や企業など、会員の偏りの有無／宗教活動や政治活動の実施の有無／暴力団との関係の有無
その他	税の滞納の有無

（８）協働事業の実施段階での留意点

県民活動団体との協働事業の実施段階においては、次のようなことに留意する必要があります。

① 事業実施における責任の明確化

不測の事態を想定しておき、両者で責任の所在について協議しておく必要があります。

② 事業実施における役割分担の再確認

事業実施前から役割分担については十分に協議しておき、実施時には再確認の上、両者が誠実に対応する必要があります。

③ 事業実施中における協議の実施

事業実施中においても定期的に両者で協議する場を設け、適正な事業実施が確保できるように努める必要があります。

④ 協働関係の時限性の確認

同一の県民活動団体との協働関係を安易に継続することは、相互に依存する関係となることから、協働期間を定めるなど、絶えず見直しを行う必要があります。

(9) 協働事業の評価とフィードバック

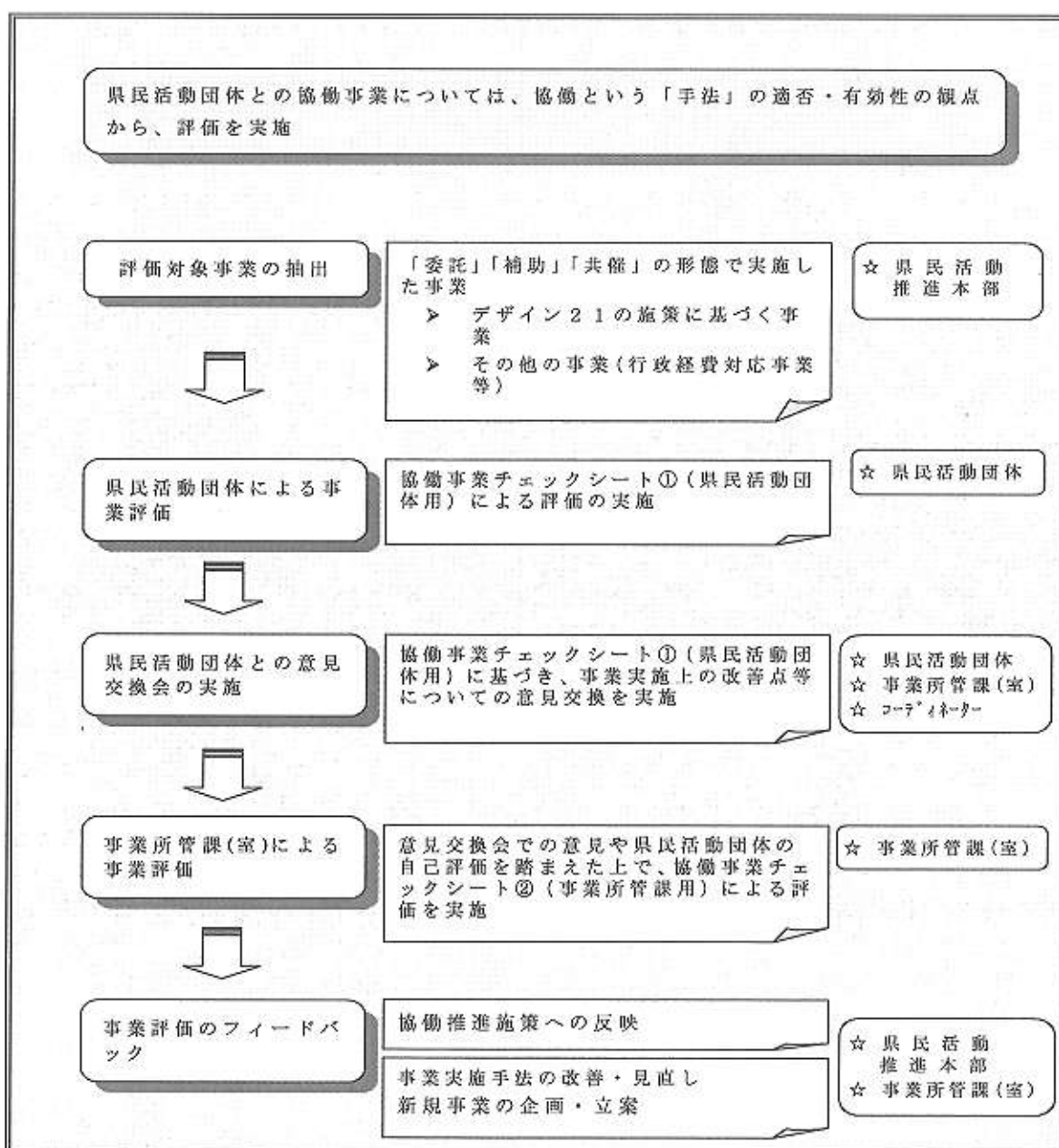
① 協働事業の評価・見直し

協働事業実施後においては、協働事業の目的、協働形態・相手方及び事業成果等について評価を行い、評価結果を次の協働事業にフィードバックし、改善していくことが必要です。

② 協働事業の評価の視点

- 協働という手法の適否・有効性
- 役割分担の妥当性
- 協働相手の選定の妥当性
- 費用対効果の適否
- 協働形態の妥当性
- 県民活動団体の特性の発揮の度合い
- 事業目的の達成の可否

協働事業における評価のフロー



6 県民活動に関するあゆみ

	山口県のあゆみ	全国の状況
昭和		
25年	農村における住民の自主的な村づくり運動が展開される。	国土総合開発法
27年		離島振興法
30年	農村のみならず、広く県民生活の場に定着した運動として展開される。	
35年		国民所得倍增計画
45年		過疎地域対策緊急措置法
50年		第一次石油危機
53年	5月 「山口県ボランティア振興財団」 設立 9月 「第三次県勢振興の長期展望」 策定 基本目標：あたたかいふるさとづくり	
54年		一村一品運動はじまる。
55年	11月 「山口県ふるさとづくり県民会議」 設立 各地域の各種コミュニテづくり活動の連携を図り、ふるさとづくり推進の県民運動を定着・発展させることを目的として、毎年、ふるさとづくり推進大会を開催したほか、交流集会、研修会などの啓発等を行った。	過疎地域振興特別措置法
62年	2月 「第四次県勢振興の長期展望」 策定 基本目標：世界に広がる「活力とうるおいに満ちた山口」の創造	
平成		
2年		3月 過疎地域活性化特別措置法
7年		1月 阪神・淡路大震災 5月 地方分権推進法
9年	「第6回全国ボランティアフェスティバルやまぐち」開催	1月 タンカー（ナホトカ号）重油流出事故
10年	2月 「やまぐち未来デザイン21」策定 「新しい県民活動についての提言」 （県民運動のあり方検討委員会）	
11年	3月 「県民活動の活性化に関する報告書」 （県民活動支援システム検討委員会） 4月 県知事認証NPO法人第1号誕生	3月 特定非営利活動促進法
	10月 「やまぐち県民活動支援センター」設立	7月 地方分権一括法
13年	6月 「山口きらら博」開催	
14年	4月 「山口県県民活動促進条例」施行 「やまぐち県民活動きらめき財団」設立 （山口県ボランティア振興財団の発展的改組） 「やまぐち県民活動支援センター」公設民営化	
	6月 「県民活動推進本部」（本部長：知事）設置 「山口県県民活動審議会」設置	
15年	3月 「山口県県民活動促進基本計画」策定	
16年	3月 「県民活動団体との協働に関するガイドブック」作成	
17年		1月 全国の認証NPO法人が20,000を突破